

被災中小企業販路開拓支援事業実施要領

平成 24 年 4 月 1 日制定
平成 24 年 5 月 31 日一部改訂
平成 24 年 11 月 13 日一部改訂

（目的）

第 1 この事業は、東日本大震災により被災した沿岸地域の中小企業者（以下「中小企業者」という。）において、事業再開後も取引先や販路を失ってしまったために売上が回復できていない企業を対象とし、財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）が、新市場開拓及び取引の回復に向けた支援を行うことにより、復興が促進されることを目的として実施するものである。

（支援対象企業）

第 2 支援の対象となる中小企業者は、東日本大震災で被災した沿岸 12 市町村に本社、工場又は事業所を有する被災中小企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者並びに法人格を有する中小企業者の団体）のうち、原則として、津波による資産の損壊及び消失の被害を受けた企業とする。

（支援内容及び経費）

第 3 センターは、支援対象企業が実施する、新市場開拓及び取引を回復するための事業活動に要する経費について、一部または全部を助成する。

2 支援対象とする事業活動は、課題が明確であり、かつその解決策として効果的と判断される計画が示されるものとし、他の補助金、助成金を受けない活動経費とする。

3 支援対象とする経費は別紙に定める。

（助成金額）

第 4 助成額は、1 企業当たり 500,000 円以内とする。

（助成の申請）

第 5 支援事業の申請をする中小企業者は、「被災中小企業販路開拓支援事業」（様式 1）によりセンターに申請するものとする。

2 センターは前記申請書を受理したのち、申請内容についてヒアリング調査を実施する。

（助成の決定）

第 6 支援助成する中小企業者は、別に定める審査委員会で選定し、センターが決定する。

（支援対象とする事業活動の期間）

第 7 支援対象とする事業活動の期間は、助成決定通知日から 6 ヶ月以内とする。

（報告書及び請求書の提出）

第 8 支援事業終了後、2 週間以内に「被災中小企業販路開拓支援事業実績報告書」（様式第 2）及び「助成金請求書」（様式 3）をセンターに提出するものとする。

2 センターは前記報告書を受理したのち、報告内容について確認調査を実施する。

(周知の方法)

第9 支援事業の周知は、センターHPに掲載して行うほか、コーディネーター、アドバイザー、職員の企業訪問により行う。

(支援後の対応)

第10 この事業の成果を把握するため、コーディネーター、アドバイザー、職員による企業訪問を行い、継続的に支援するものとする。

(補足)

第11 この要領で定めるもののほか、被災中小企業販路開拓支援事業の実施に必要な事項はセンターが別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年5月31日から施行する。

この要領は、平成24年11月13日から施行する。

別紙

被災中小企業販路開拓支援事業の支援対象経費

対象経費	
1	通信運搬費
2	使用賃借料
3	専門展示会等出展経費
4	原材料費
5	専門家謝金
6	外注・委託費
7	旅費(利用交通機関の経費と宿泊費の実費を対象とし、宿泊費の上限は1泊9,800円とする。)
8	その他センターが必要と認める経費